

寄贈資料の受入・取扱方針（申し合わせ）

【2023 年 8 月 14 日制定・2023 年度 第 3 回 図書委員会承認】

沖縄国際大学図書館では、本学の教育・研究に資するため、「寄贈図書等取扱要領」第3条2に基づき、寄贈の申し出があった資料についての受入方針と取扱方針を定める。

1. 受入対象となる資料

- 1) 本学の教育及び研究、学習活動に役立つものを受け入れの対象とする。
- 2) 図書だけでなく、視聴覚資料、パンフレット類、逐次刊行物(定期刊行される雑誌・新聞)等も受け入れの対象とする。
- 3) 市販資料だけでなく、非市販資料も受け入れの対象とする。
- 4) 原則として未使用の刊行物を対象とする。コピー、抜き刷りは対象としない。
- 5) 特定個人・団体の宣伝を目的とする資料は原則として受け入れない。
- 6) 本学専任教員の退職や著名な研究者の逝去等に伴う大口の寄贈については、「寄贈図書等取扱要領」に沿って対応し、本方針では扱わない。

2. 資料の種類ごとの検討方針

- 1) 逐次刊行物については、(2021 年度第 1 回図書委員会の審議結果をふまえて)①沖縄・奄美地方(琉球)に関わるテーマを主に扱っている資料(郷土資料)、②図書館学関連資料、③本学刊行物、④Web サイト等で公開されていない政府刊行物・紀要類を原則として対象とし、イベント等の日程・求人・事業案内が主な内容のものは対象とはしない。
- 2) 逐次刊行物については、上記の受入対象とならない場合であっても、特集号など単体での利用価値があるものは図書として受け入れることもできる。
- 3) 逐次刊行物以外の資料(図書、視聴覚資料、パンフレット類)については、原則として、Web サイト等で公開されていないものを対象とする。「郷土資料」に該当するものについては「郷土資料に関する受入・取扱方針」に基づいて検討する。
- 4) 専門分野の専任教員に受入の可否について意見を求める場合がある。

3. その他

- 1) 非市販資料については、掲載されている個人情報等の取り扱いについての責任は寄贈者が負うことを確認の上、寄贈を受けることとする。
- 2) 寄贈された資料の取り扱いは本学に一任されたものとする。
- 3) 受け入れできないと判断された資料については、原則として、寄贈元への返送は行わず、学内で開催する除籍資料の無償譲渡会等を活用して再利用するよう努める。ただし、個人・団体等の宣伝を目的とする寄贈資料については、無償譲渡会等での再利用は行わない。
- 4) 事前に寄贈の申し出があった場合は、方針を確認のうえ、送付するよう依頼する。

【図書館ホームページ掲載用・2023 年 9 月】